

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易保険共通運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01 - 制度 - 00058 沿革 (略) <u>平成28年10月24日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">貿易保険共通運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01 - 制度 - 00058 沿革 (略)</p>	
<p>第1条～第2条 (略)</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p>	
<p>(損失防止軽減義務)</p> <p><b>第3条</b> 被保険者は、原則として、損失の発生の時から（貿易一般保険約款（平成13年4月1日 01-制度-00001）第4条第14号による事故にあっては決済期限から、貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成17年4月1日 05 - 制度 - 00014）第3条第11号による事故にあっては償還期限から、貿易代金貸付（保証債務）保険約款（平成26年10月1日 14 - 制度 - 00074）第3条第3号による事故にあっては求償権の取得日から、限度額設定型貿易保険約款（平成15年4月1日 03 - 制度 - 00017）第4条第14号による事故にあっては決済期限から、中小企業・農林水産業輸出代金保険約款（平成17年4月1日 05 - 制度 - 00029）第2条第11号による事故にあっては決済期限から、簡易通知型包括保険約款（平成22年7月1日 10 - 制度 - 00022）第12条第14号による事故にあっては決済期限から、前払輸入保険約款（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00004）第3条第10号による事故にあっては前払金の返還期限から、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00007）第3条第11号による事故にあっては償還期限から、海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00008）第2条第3号による事故にあっては求償権の取得日から）損失の防止軽減に努めなければならない。ただし、損失の発生が不可避となった時は、その時から損失の防止軽減に努めるものとする。</p> <p>2 被保険者は、前項に規定する義務を履行するため、原則として、次に掲げる措置その他必要な措置をとることとする。ただし、日本貿易保険</p>	<p>(損失防止軽減義務)</p> <p><b>第3条</b> 被保険者は、原則として、損失の発生の時から（貿易一般保険約款（平成13年4月1日 01-制度-00001）第4条第14号による事故にあっては決済期限から、貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成17年4月1日 05 - 制度 - 00014）第3条第11号による事故にあっては償還期限から、貿易代金貸付（保証債務）保険約款（平成26年10月1日 14 - 制度 - 00074）第3条第3号による事故にあっては求償権の取得日から、限度額設定型貿易保険約款（平成15年4月1日 03 - 制度 - 00017）第4条第14号による事故にあっては決済期限から、中小企業・農林水産業輸出代金保険約款（平成17年4月1日 05 - 制度 - 00029）第2条第11号による事故にあっては決済期限から、簡易通知型包括保険約款（平成22年7月1日 10 - 制度 - 00022）第12条第14号による事故にあっては決済期限から、前払輸入保険約款（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00004）第3条第10号による事故にあっては前払金の返還期限から、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00007）第3条第11号による事故にあっては償還期限から、海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00008）第2条第3号による事故にあっては求償権の取得日から）損失の防止軽減に努めなければならない。ただし、損失の発生が不可避となった時は、その時から損失の防止軽減に努めるものとする。</p> <p>2 被保険者は、前項に規定する義務を履行するため、原則として、次に掲げる措置その他必要な措置をとることとする。ただし、日本貿易保険</p>	

新	旧	備考
<p>から別途指示を受けた場合には、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 個別事案に応じて講ずる措置</p> <p>イ～ヘ (略)</p> <p>ト てん補事由又は契約上の債務不履行を生じさせている回収に係る権利行使等の相手方に対し、損失等の発生の防止軽減又は回収のために行う船積等により新たな債務を負わせる場合には、当該新たな債務を負わせることが、保険の対象となる契約に基づく金額であって回収、支払又は返還されておらずかつ回収に係る権利行使等の相手方に対して請求できる一切の金額(延滞金利並びに保険契約の対象とはならない部分に係る金額及びその延滞金利を含む。)の回収を困難としないか、及び新たな損失等の発生の防止軽減を妨げないかを検討し、損失等が既に発生している場合には、その回収に資するものであるかを検討すること。その他、決済等の条件の変更や、返済計画の作成又は変更、債権債務の相殺等、適切な措置を考慮しながら債権の保全及び回収を行うこと。</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>から別途指示を受けた場合には、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 個別事案に応じて講ずる措置</p> <p>イ～ヘ (略)</p> <p>ト てん補事由又は契約上の債務不履行を生じさせている回収に係る権利行使等の相手方に対し、損失等の発生の防止軽減又は回収のために行う船積等により新たな債務を負わせる場合には、当該新たな債務を負わせることが、保険の対象となる契約に基づく金額であって回収、支払又は返還されておらずかつ回収に係る権利行使等の相手方に対して請求できる一切の金額(延滞金利並びに保険契約の対象とはならない部分に係る金額及びその延滞金利を含む。以下「未回収額」という。)の回収を困難としないか、及び新たな損失等の発生の防止軽減を妨げないかを検討し、損失等が既に発生している場合には、その回収に資するものであるかを検討すること。その他、決済等の条件の変更や、返済計画の作成又は変更、債権債務の相殺等、適切な措置を考慮しながら債権の保全及び回収を行うこと。</p> <p>3～4 (略)</p>	
<p>第4条 (略)</p>	<p>第4条 (略)</p>	
<p>(質権者等による保険金請求)</p> <p>第5条 保険の目的又は保険金請求権に質権又は譲渡担保が設定されているときは、当該質権者又は譲渡担保権者は当該質権又は譲渡担保の被担保債権の金額の範囲内で保険金を請求することができ、被保険者(質権者又は譲渡担保権者以外の者が保険金受取人として指定されているときは当該保険金受取人。以下この条において同じ。)は、それ以外の金額について保険金を請求することができる。ただし、次の第1号に掲げる場合は、被保険者が保険金の全額を請求するものとし、第2号に掲げる場合は被保険者が、第3号又は第4号に掲げる場合は質権者又は譲渡担保権者が、保険金の全額を請求することができる。</p> <p>一 当該質権設定の承諾が第15条第2項又は第17条第3項に基づいてなされている場合</p>	<p>(質権者等による保険金請求)</p> <p>第5条 保険の目的又は保険金請求権に質権又は譲渡担保が設定されているときは、当該質権者又は譲渡担保権者は当該質権又は譲渡担保の被担保債権の金額の範囲内で保険金を請求することができ、被保険者(質権者又は譲渡担保権者以外の者が保険金受取人として指定されているときは当該保険金受取人。以下この条において同じ。)は、それ以外の金額について保険金を請求することができる。ただし、次の第1号に掲げる場合は、被保険者が保険金の全額を請求するものとし、第2号に掲げる場合は被保険者が、第3号又は第4号に掲げる場合は質権者又は譲渡担保権者が、保険金の全額を請求することができる。</p> <p>一 当該質権設定の承諾が第15条第2項又は第17条第2項に基づいてなされている場合</p>	

新	旧	備考
二～四 (略)	二～四 (略)	
第6条～第13条 (略)	第6条～第13条 (略)	
<p>(保険金支払後の債権譲渡に係る承認)</p> <p>第14条 日本貿易保険は、被保険者及び譲受人から、各約款の規定に従って、保険金支払日以後において、保険事故に係る債権のうち被保険者が有している部分（以下、本条において「てん補割れ債権」という。）の譲渡の承認申請があった場合、前条第1項第1号、第2号、第3号又は第5号に該当するときであって、かつ、当該保険事故に係る債権の回収の保全上問題がないと認めるときには、各約款の規定に従っててん補割れ債権の譲渡承認を行う。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>(保険金支払後の債権譲渡に係る承認)</p> <p>第14条 日本貿易保険は、被保険者及び譲受人から、各約款の規定に従って、保険金支払日以後において、<u>被保険者が</u>保険事故に係る債権のうち被保険者が有している部分（以下、本条において「てん補割れ債権」という。）の譲渡の承認申請があった場合、前条第1項第1号、第2号、第3号又は第5号に該当するときであって、かつ、当該保険事故に係る債権の回収の保全上問題がないと認めるときには、各約款の規定に従っててん補割れ債権の譲渡承認を行う。</p> <p>2～3 (略)</p>	
第15条～第16条 (略)	第15条～第16条 (略)	
<p>(株式等の担保設定に係る承諾)</p> <p>第17条 前2条の規定にかかわらず、日本貿易保険は、海外投資保険又は資源エネルギー案件に係る海外投資保険又は海外事業資金貸付保険の取扱について（平成19年3月22日 07 - 制度 - 00012）に規定する資源エネルギー総合保険B特約若しくは劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について（平成19年6月21日 07 - 制度 - 00026）に規定する劣後ローン特約を付して引き受けた海外事業資金貸付保険（以下「保険契約」という。次条において同じ。）について、<u>保険の目的又は借入金等に係る債権のみ</u>について質権又は譲渡担保の設定の承諾申請があった場合は、原則として次の各号に規定する条件を付し、質権又は譲渡担保の設定の承諾を行う。ただし、<u>質権者又は譲渡担保権者（以下「担保権者」という。）</u>が特に問題がないと日本貿易保険が認めるときであって、貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04 - 制度 - 00034。以下「料率等規程」という。）Ⅱ [9] 2 (3)若しくはⅡ [10] 3 (5)で定める割増料率が適用される案件である場合又は被保険投資の相手方を借入人とする貿易代金貸付保険若しくは海外事業資金貸付保険の被保険者が担保権者である場合に</p>	<p>(株式等の担保設定に係る承諾)</p> <p>第17条 前2条の規定にかかわらず、日本貿易保険は、海外投資保険又は資源エネルギー案件に係る海外投資保険又は海外事業資金貸付保険の取扱について（平成19年3月22日 07 - 制度 - 00012）に規定する資源エネルギー総合保険B特約若しくは劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について（平成19年6月21日 07 - 制度 - 00026）に規定する劣後ローン特約を付して引き受けた海外事業資金貸付保険（以下「保険契約」という。次条において同じ。）について、<u>被保険者から</u>保険の目的若しくは借入金等に係る債権又は保険金請求権について質権又は譲渡担保の設定の承諾申請があった場合、<u>質権者又は譲渡担保権者（以下「担保権者」という。）</u>が被保険者として適格性を有していると認めるときその他担保権者として特に問題がないと認めるときには、原則として次の各号に規定する条件を付し、質権又は譲渡担保の設定の承諾を行う。ただし、貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04 - 制度 - 00034）Ⅱ [9] 2 (2)若しくはⅡ [10] 3 (5)で定める割増料率が適用される案件又は被保険投資の相手方を借入人とする貿易代金貸付保険若しくは海外事業資金貸付保</p>	

新	旧	備考
<p>ついては、<u>第2号及び第4号に規定する条件を付すことを要しない。</u> また、<u>被保険者の単名により当該承諾申請が行われた場合にあっては、第1号中「被保険者及び担保権者」を「被保険者」と置き換えて条件を付すものとする。</u></p> <p>一 <u>被保険者及び担保権者は、日本貿易保険の承諾を受けて、保険の目的又は借入金等に係る債権に質権又は譲渡担保を設定したときは、速やかに質権又は譲渡担保を設定した旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</u></p> <p>二 <u>保険金請求時まで承諾に係る質権又は譲渡担保を消滅させなければならない。</u></p> <p>三 <u>上記の保険契約は、承諾に係る質権又は譲渡担保の実行日をもって失効する。</u></p> <p>四 <u>保険事故の発生時期にかかわらず、承諾に係る質権又は譲渡担保が実行された場合には、いかなる者に対しても、保険金を支払わない。</u></p> <p>五 <u>被保険者は、承諾に係る質権又は譲渡担保が実行されたときは、速やかにその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</u></p> <p>六 <u>承諾に係る質権又は譲渡担保が解除されたとき又は消滅したときは、被保険者は、当該解除又は消滅の日から1月以内（ただし、1月以内に保険金の支払の請求をする場合には、保険金の請求日前）にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前2条の規定にかかわらず、日本貿易保険は、保険契約について、保険の目的又は借入金等に係る債権及び保険金請求権について質権又は譲渡担保の設定の承諾申請があった場合、担保権者が被保険者として適格性を有していると認めるときその他担保権者として特に問題がないと認めるときであって、料率等規程Ⅱ〔9〕2(3)若しくはⅡ</u></p>	<p>險の被保険者が担保権者である場合については第2号に規定する条件を付すことを要しない。</p> <p>一 <u>日本貿易保険の保険金支払債務は、日本貿易保険が被保険者に有する一切の抗弁の対抗を受けるとともに、質権等設定承諾申請書記載の保険契約に適用される約款及び特約の条項に従うものとする。</u></p> <p>二 <u>保険の目的又は借入金等に係る債権を質権又は譲渡担保の目的とするときは、当該保険に係る保険金請求時まで当該質権又は譲渡担保を消滅させなければならない。ただし、日本貿易保険が各約款の規定に従い代位した債権が当該質権又は譲渡担保に劣後しない措置が講じられた場合はこの限りではない。</u></p> <p>三 <u>被保険者及び担保権者は、日本貿易保険の承諾を受けて、保険の目的若しくは借入金等に係る債権又は保険金請求権に質権又は譲渡担保を設定したときは、速やかに質権又は譲渡担保を設定した旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</u></p> <p>四 <u>承諾に係る質権又は譲渡担保が解除されたとき又は消滅したときは、被保険者は、当該解除又は消滅の日から1月以内（ただし、1月以内に保険金の支払の請求をする場合には、保険金の請求日前）にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</u></p>	



新	旧	備考
<p><u>[10] 3 (5)で定める割増料率が適用される案件である場合又は被保険投資の相手方を借入人とする貿易代金貸付保険若しくは海外事業資金貸付保険の被保険者が担保権者である場合は、原則として次の各号に規定する条件を付し、質権又は譲渡担保の設定の承諾を行う。</u></p> <p><u>一 日本貿易保険の保険金支払債務は、日本貿易保険が被保険者に有する一切の抗弁の対抗を受けるとともに、質権等設定承諾申請書記載の保険契約に適用される約款及び特約の条項に従うものとする。</u></p> <p><u>二 被保険者及び担保権者は、日本貿易保険の承諾を受けて、保険の目的又は借入金等に係る債権及び保険金請求権に質権又は譲渡担保を設定したときは、速やかに質権又は譲渡担保を設定した旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</u></p> <p><u>三 承諾に係る質権又は譲渡担保が解除されたとき又は消滅したときは、被保険者は、当該解除又は消滅の日から1月以内（ただし、1月以内に保険金の支払の請求をする場合には、保険金の請求日前）にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、日本貿易保険は、保険の目的又は借入金等に係る債権及び保険金請求権についての担保権者が外国法人である場合その他被保険者として適格性を有していると認められない場合、次の各号に規定する条件を付して質権又は譲渡担保の設定の承諾を行うことができる。</u></p> <p><u>一 被保険者及び担保権者は、日本貿易保険の承諾を受けて、保険の目的又は借入金等に係る債権及び保険金請求権に質権又は譲渡担保を設定したときは、速やかに質権又は譲渡担保を設定した旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</u></p> <p><u>二 保険金請求時まで承諾に係る質権又は譲渡担保を消滅させなければならない。</u></p> <p><u>三 承諾に係る質権又は譲渡担保の実行の前後にかかわらず、担保権者は、保険金を請求することができない。</u></p> <p><u>四 上記の保険契約は、承諾に係る質権又は譲渡担保の実行日をもって失効する。</u></p> <p><u>五 保険事故の発生時期にかかわらず、承諾に係る質権又は譲渡担保が実行された場合には、いかなる者に対しても、保険金を支払わない。</u></p>	<p><u>2 前項の規定にかかわらず、日本貿易保険は、保険の目的又は借入金等に係る債権についての担保権者が外国法人である場合その他被保険者として適格性を有していると認められない場合、次の各号に規定する条件を付して質権又は譲渡担保の設定の承諾を行うことができる。</u></p> <p><u>一 上記の保険契約は、保険の目的への質権又は譲渡担保の実行日をもって失効する。</u></p> <p><u>二 質権又は譲渡担保の実行の前後にかかわらず、担保権者は、保険金を請求することができない。</u></p> <p><u>三 保険事故の発生時期にかかわらず、質権又は譲渡担保が実行された場合には、いかなる者に対しても、保険金を支払わない。</u></p> <p><u>四 当該保険に係る保険金請求時まで当該質権又は譲渡担保を消滅</u></p>	

新	旧	備考
<p>六 被保険者は、<u>承諾に係る質権又は譲渡担保が実行されたときは、速やかにその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</u></p> <p>七 <u>承諾に係る質権又は譲渡担保が解除されたとき又は消滅したときは、被保険者は、当該解除又は消滅の日から1月以内（ただし、1月以内に保険金の支払の請求をする場合には、保険金の請求日前）にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>前3項の規定にかかわらず、保険契約について、被保険者と担保権者との間で別途保険金請求権に係る取り決めがある場合、日本貿易保険は、別の条件を付して質権又は譲渡担保の設定の承諾を行うことができる。</u></p> <p>5 <u>第2項の承諾に係る質権又は譲渡担保が実行されたことによって、保険の目的若しくは借入金等に係る債権又は保険金請求権が被保険者から担保権者に移転する場合は、保険の目的若しくは借入金等に係る債権又は保険金請求権の譲渡として扱う。</u></p> <p>6 <u>第1項から第3項までの規定にかかわらず、保険契約の申込みの時点において既に質権又は譲渡担保の設定（質権又は譲渡担保の設定に係る予約契約が締結されている場合にあつては、当該予約契約の締結をいう。）が行われている案件についての質権又は譲渡担保の設定の承諾を行う場合にあっては、質権又は譲渡担保の設定に係る日本貿易保険への通知は不要とし、第1項第1号、第2項第2号及び第3項第1号の条件は付さないものとする。</u></p>	<p><u>させなければならない。ただし、日本貿易保険が各約款の規定に従い代位した債権が当該質権又は譲渡担保に劣後しない措置が講じられた場合はこの限りではない。</u></p> <p>五 被保険者は、<u>保険の目的への質権又は譲渡担保が実行されたときは、速やかにその旨を日本貿易保険に通知しなければならない。</u></p> <p>六 <u>承諾に係る質権又は譲渡担保が解除されたとき又は消滅したときは、被保険者は、当該解除又は消滅の日から1月以内（ただし、1月以内に保険金の支払の請求をする場合には、保険金の請求日前）にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、保険契約について、被保険者と担保権者との間で別途保険金請求権に係る取り決めがある場合、日本貿易保険は、別の条件を付して質権又は譲渡担保の設定の承諾を行うことができる。</u></p> <p>4 <u>第1項の承諾に係る質権又は譲渡担保が実行されたことによって、保険の目的又は保険金請求権が被保険者から担保権者に移転する場合は、保険の目的又は保険金請求権の譲渡として扱う。</u></p>	
第18条～第19条（略）	第18条～第19条（略）	
<p><u>附 則</u> この改正は、平成28年11月1日から実施する。</p>		